

平成24年1月17日

弊社従業員逮捕についてのご説明（その2）

太平電業株式会社

平成24年1月12日、福岡県警に弊社従業員が職業安定法違反の容疑で逮捕された件につきまして現在把握している範囲でご説明申し上げます。

職業安定法は、工事を請け負った会社はその会社の従業員を発注側の指揮命令下で作業させることを禁じておりますが、本件の逮捕理由は、弊社、高田機工、総進工業の3社で工事請負契約を結んでいるものの、実際は総進工業が労働者だけを派遣し、弊社の指揮命令下で作業に従事させていた疑いがあるとしたものです。

これについて弊社は下請会社に工事の工期、範囲、仕様等を基に発注しており、弊社の指揮命令下で作業させていたという認識はありません。しかしながら、請負契約の原則である事前発注が徹底されず、事後発注という形となっており、職業安定法違反の疑いを招く状況になっていました。

なお、2006年7月の弊社九州支店の発砲事件と本件との関連性はありません。

今回の件を受け、弊社は、平成24年1月13日、社長を委員長とする対策委員会を本社に設置し、事実関係の把握と再発防止に努めて参ります。

今後、事実が明確になり次第お知らせして参ります。

皆様には、引き続き、ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。